

お父さん
入って
なかったの？



社長、会社役員、個人事業主と
同居家族、一人親方の皆さん
仕事中、通勤中の事故では
労災保険の**特別加入の有無**が
あなたと家族の生活を左右します

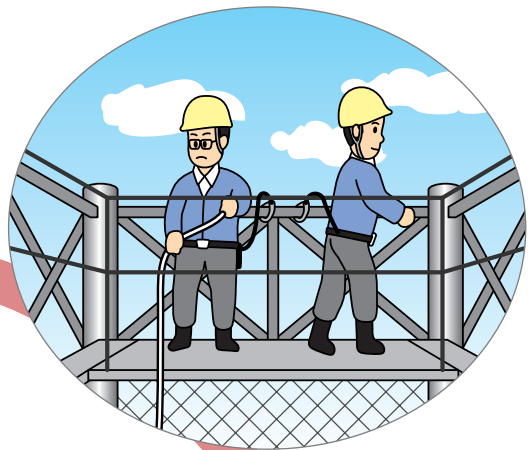
「労災保険特別加入」のご案内

社団法人 名北労働基準協会 労働保険事務組合 建設自営業者組合

ある社長さん一家の悲劇



加藤さん。奥さんと子供2人に囲まれ、念願のマイホームもローンで手に入れ幸福な毎日です。



加藤さんは、長年勤めた建設会社から独立し、今は労働者5名を使う株式会社の社長さんです。



ある日、加藤さんは建設現場の2階から転落し、意識不明で病院に運ばれてしまいました。



何とか一命を取り留めることができましたが、半身不随の障害を負ってしまいました。



ところが、仕事上の事故で健康保険は使えず、社長のため元請会社や自社の労災保険も使えず、治療費は実費となりました。



加藤さんは一生車イス生活、現場の仕事はできません。国からの障害年金も充分でなく、家族4人が暮らすにはまったく足りません。

労災保険の特別加入でブラックホールから脱出

社長、会社役員、個人会社の事業主と同居家族、一人親方の皆さんは、労働者と同じように働き、責任も重く、業務災害の危険性も高いです。そこで、労災保険が使えない方々も、国の労災保険に加入できる「**労災保険の特別加入**」という制度があります。私ども社団法人 名北労働基準協会では、この労災保険の特別加入が可能です。

■加藤さんの業務災害の給付内容シミュレーション

現在の収入 通常の場合		1か月約60万円	
健康保険加入者		労災保険に特別加入していた場合 現在の収入に近い日額20,000円で加入の例	
医療費	国民健康保険加入者	医療費 全額無料	
なし(全額自己負担) 被保険者4名以下の場合 一部負担金3割	一部負担金3割		
なし	なし	休業給付 月額 約48万円 休業4日目より加入日額の8割 1日1.6万円 打ち切りなし	
厚生年金加入者	国民年金加入者	厚生年金加入者	国民年金加入者
障害年金 月額 約19万円 障害等級1級の場合 国民年金分を含む	障害年金 月額 約12万円 障害等級1級の場合 子2人加算	障害年金 月額 約58万円 障害等級1級の場合 厚生年金分を含む	障害年金 月額 約58万円 障害等級1級の場合 国民年金分を含む
障害一時金 342万円			
遺族年金 月額 約14万円 国民年金分を含む	遺族年金 月額 約10万円 お子さん2人分	遺族年金 月額 約44万円 厚生年金分を含む	遺族年金 月額 約43万円 国民年金分を含む
遺族一時金 300万円			
その他の保障			
障害介護給付 月額最高		約 10万円	
死亡時葬祭料 一時金		120万円	
傷病補償年金 月額最高		約 52万円	
療養開始後1年6か月経過し傷病等級1級の場合			

※厚生年金のシミュレーション値
20歳から37歳までの18年間は建設会社に勤務し、賃金は15万円(20歳)から35万円(37歳)に増額し、平均標準報酬月額額は25万円
38歳から45歳までの7年間は会社社長として、役員報酬は20万円(37歳)から60万円(45歳)に増額し、平均標準報酬は40万円
※死亡時の給付の18歳未満のお子さんの扱い
18歳到達で国民年金は支給停止、労災保険は支給額が減額

ご存知ですか？国の保険のブラックホール

国の保険で最も給付が充実した労災保険。しかし、給付対象は労働者であり、**社長、法人会社の役員、個人会社の事業主と同居家族、一人親方(自営業者)**の皆さんは、仕事・通勤中の事故、病気でも使えません。被保険者5名以上の会社では健康保険も使えず、国民健康保険は労災保険ほど給付が手厚くありません。困った時に助けってもらえない。加藤さん一家は、この**国の保険のブラックホール**に落ち込んでしまったのです。



へー
こんな
違っ
んだに



ぜんぜん
知らな
かった

労災保険が使えない特別加入が必要な方は？

業務・通勤中の事故、病気で、労災保険が使えないのは次の方々です。

■中小事業主…労働者を1人でも使用して事業を行う方（賃金を支払う人がいる）

株式会社	有限会社	個人会社
代表取締役  労働者扱いできない取締役	取締役全員 	息子 事業主 妻 同居の家族 

(その他)
合資会社の無限責任社員、合名会社の代表社員など、労働者と見なされないみなさん。

■一人親方…労働者を1人（または使用しても年100日未満）も使用せず事業を行う方（賃金を支払う人がいない）

労働者を全く使用しない一人親方及び、その家族従事者

 親方だけ	 夫婦だけ	 親子だけ	 兄弟だけ
---	---	---	---

特別加入の保険料は？

特別加入者の保険料は、**希望された日額**と事業の種類ごとに定められた保険率により決まります。

保険率は労働者と同じもので、社長や会社役員さんだから割高ということはありません。

■月間の保険料

加入区分	中小事業主									
	一般事業									
事業の種類	飲食業・卸売・小売業	ビルメンテナンス	倉庫・警備・消毒・ゴルフ場	印刷・製本業	輸送用機械器具製造業	繊維製品製造業・繊維工業	機械器具製造業	食品品製造業	貨物取扱業（運送業等）	
保険率	4/1,000	6/1,000	7/1,000	4.5/1,000	5/1,000	4.5/1,000	6.5/1,000	6.5/1,000	11/1,000	
加入日額	6,000円の場合	730円	1,095円	1,278円	822円	913円	822円	1,187円	1,187円	2,008円
	10,000円の場合	1,217円	1,825円	2,130円	1,369円	1,521円	1,369円	1,978円	1,978円	3,346円
	16,000円の場合	1,947円	2,920円	3,407円	2,190円	2,434円	2,190円	3,164円	3,164円	5,354円
	20,000円の場合	2,434円	3,650円	4,259円	2,738円	3,042円	2,738円	3,955円	3,955円	6,692円

加入区分	中小事業主									一人親方
	一般事業・建設業（事務所、工場の労災保険）				建設業（工事現場の労災保険）					
事業の種類	医療業等	事務所・各種サービス業	金属製品製造業	木材・木製品製造業	既設建築物設備工事	建設工事	ほ装工事	組立工事	機械装置	その他の建設工事（管理設・造園・破壊業）
保険率	3/1,000	11/1,000	15/1,000	14/1,000	11/1,000	9/1,000	13/1,000	19/1,000	19/1,000	19/1,000
加入日額	6,000円の場合	548円	2,008円	2,738円	2,555円	2,008円	1,643円	2,373円	3,468円	3,468円
	10,000円の場合	913円	3,346円	4,563円	4,259円	3,346円	2,738円	3,955円	5,780円	5,780円
	16,000円の場合	1,460円	5,354円	7,300円	6,814円	5,354円	4,380円	6,327円	9,247円	9,247円
	20,000円の場合	1,825円	6,692円	9,125円	8,517円	6,692円	5,475円	7,909円	11,559円	11,559円

※保険料は全額経費処理が可能です。

特別加入者の給付内容は？

給付の内容は医療費を除き、**加入された日額**によって違います。ご自身の収入に見合った日額に、加入されることをお勧めします。



療養給付

必要と認められる医療費は、ケガ・病気が治癒するまで全額無料



加入日額	給付内容	療養補償
	6,000	
10,000		
16,000		
20,000		

休業給付

休業4日目より再び労働可能となるまで、休業1日につき平均賃金日額の8割を支給



加入日額	給付内容	休業補償
	6,000	
10,000		月240,000
16,000		月384,000
20,000		月480,000

障害給付

年金（重度障害）または一時金（軽度障害）を支給。いずれも特別支給金を別途支給



加入日額	給付内容	障害補償年金		障害補償一時金	
		第1級～第7級（313日分）	第8級～第14級（56日分）	第8級～第14級（500日分）	第1級～第3級（245日分）
6,000		月156,500～月65,500	3,018,000～336,000		
10,000		月260,834～月109,168	5,030,000～560,000		
16,000		月417,334～月174,666	8,048,000～896,000		
20,000		月521,666～月218,333	10,060,000～1,120,000		
	特別支給金	3,420,000～1,590,000	650,000～80,000		

傷病給付

療養開始後1年6か月後に治癒せず、重度障害状態の時、年金と特別支給金を支給



加入日額	給付内容	傷病補償年金	
		第1級～第3級（313日分）	第3級（245日分）
6,000		月156,500～月122,500	
10,000		月260,834～月204,167	
16,000		月417,334～月326,667	
20,000		月521,667～月408,334	
	特別支給金	1,140,000～1,000,000	

遺族給付

遺族（妻、18歳未満の子供など）に年金を支給。遺族のいない場合は一時金を支給。いずれも特別支給金を別途支給



加入日額	給付内容	遺族補償一時金（1000日分）	遺族補償年金		遺族特別支給金	葬祭料
			遺族1人～遺族4人以上（153日分）	遺族4人以上（245日分）		
6,000		6,000,000	月76,500～月122,500		日額・遺族数に関係なく一律300万円支給	495,000
10,000		10,000,000	月127,500～月104,167			615,000
16,000		16,000,000	月204,000～月326,667			950,000
20,000		20,000,000	月255,000～月408,334			1,200,000

その他

就学等援護費、介護給付、義肢等の支給、温泉保養、各種アフターケア



特別加入せずに事故にあわれた方“5つの誤解”

オレは事故にあわない!

労災保険受給者は年間55万人。1年で100人に1人、一生で2人に1人が労災事故に遭う確率で、身近で恐ろしい問題です。



ええっ 保険使えないの？

社長さんたちが仕事、通勤中の事故で労災保険、健康保険が使えないことは、案外知られていません。



保険は沢山入っている!

保障の基礎になるのが国の保険。民間保険だけの加入は、車の自賠責保険に入らず、上乗せ保険に入ると同じです。



労災保険は難しい!

国の保険は営利を目的とせず、要件を満たせば必ず給付を行います。給付手続きも、当協会が万全なお手伝いを行います。




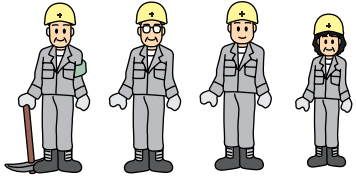


労災保険は掛け捨てだ!

広告費に膨大な経費をかけず、最も保険料が安く給付内容が充実した保険は、掛け捨ての国の保険です。



特別加入できる条件は？

	労働者を使用する	労働者を使用しない
対象	社長、法人会社役員、個人会社の事業主と同居家族の皆様	自営業者（一人親方）とその家族の皆様
条件1	自社の労働保険（労災・雇用保険）を 労働保険事務組合に事務委託 することで、特別加入ができます	自営業者組合 に加入することで、特別加入ができます
条件2	事務委託できるのは次の中小企業です 建設、製造業、その他 常時使用労働者300名までの企業  卸売、サービス業 常時使用労働者100名までの企業  金融、保険、小売、不動産業 常時使用労働者50名までの企業 	加入できるのは次の業務の自営業者です 建設  その他 個人タクシー、個人貨物運送、医薬品配置販売、再生資源取扱い、介護作業等 ※その他の業務の特別加入は当協会では取り扱っておりません。

労働保険事務組合

中小事業主に代わり、労働保険の事務を処理できるよう、行政が認可した団体です。

労働者の入退社の際のハローワークへの届出等の、労働保険の様々な**書類の作成、行政への届出等を代行**します。

社団法人 名北労働基準協会は名古屋北労働基準監督署の関係団体として様々な活動を行い、昭和43年に設立された労働保険事務組合は、迅速、確実な事務処理を行い、建設ゼネコン、各種団体の推薦事務組合ともなっております。



建設自営業者組合

建設業に従事される自営業者の労災保険特別加入と**労災保険手続**のために、社団法人 名北労働基準協会が平成18年に設立した団体です。



労働保険のスペシャル集団

費用一覧表

名北労働基準協会への入会（活動内容は次のページをご覧ください）と労働保険の事務委託に必要な費用です。特別加入保険料とは別に必要です。

■中小事業主

従業員規模(名)	協会費		委託手数料		合計	
	月額	月額	月額	月額	月額	月額
1~4	1,700	1,700	1,890	1,890	3,590	3,590
5~9	1,700	1,700	2,520	2,520	4,220	4,220
10~19	2,000	2,000	3,045	3,045	5,045	5,045
20~29	2,000	2,000	3,675	3,675	5,675	5,675
30~49	2,400	2,400	4,305	4,305	6,705	6,705
50~99	3,250	3,250	4,935	4,935	8,185	8,185
100~149	4,150	4,150	5,670	5,670	9,820	9,820
150~199	5,000	5,000	6,405	6,405	11,405	11,405
200~249	5,450	5,450	7,140	7,140	12,590	12,590
250~300	6,150	6,150	7,875	7,875	14,025	14,025
その他	特別加入手数料		1名	175	175	
	入会金		入会月のみ		5,000	

■一人親方

協会費		委託手数料		合計	
月額	月額	月額	月額	月額	月額
250	250	834	834	1,084	1,084

※消費税については、入会金・会費は非課税、委託手数料・特別加入手数料は課税（内税）となります。



まかせねて

名北労働基準協会の活動内容

社団法人 名北労働基準協会では約3,700社の会員企業等の労働災害の防止、円滑な労務管理のための、様々なサポート活動を行っております。ご加入後は会員としてのご活用が可能です。



会社も安心だね



1 情報提供

最新の労働情報を**無料**でお届けします。

- 機関誌「Meihoku」毎月発行
- 「労働保険事務組合たより」季刊発行
- ホームページ開設
雇用関係助成金等の最新情報をお届けします。

2 教育・講習

教育・講習を実施し**受講費用を助成**（1名1,000円～8,000円）、**無料講習**を開催します。

管理者	安全衛生・衛生推進者資格講習（規模10～50名未満事業場）、安全・衛生管理者各種教育（規模50名以上事業場）、職長教育（現場監督・職長）、有害・危険作業管理者教育（プレス、有機溶剤、酸素欠乏、特定化学物質・四アルキル鉛、乾燥設備、はい作業、鉛作業）、機会均等責任者研修会、短時間雇用管理者研修会等
作業員	新規雇入者安全衛生教育、各種作業従事者教育（フォークリフト、ガス溶接、アーク溶接、グラインダ、動力プレス、粉じん、酸素欠乏、有機溶剤、VDT）等
その他	各種説明会（改正法律等、安全・衛生週間）、労働問題セミナー、労働実務講習、各種勉強会、各種見学会



3 労務相談

就業規則改訂から労使紛争対応
雇用関係助成金申請まで
様々な相談を無料で行います。

- 電話・来局・メール相談
- 会員専用無料相談ダイヤル設置
企業の労働110番 TEL(052)961-7110



4 健康診断費用助成

法定定期健康診断を実施し費用を助成します。

- 法定定期健康診断費用助成制度
従業員30名未満対象 1名2,000円助成



5 各種支援

労務管理・安全衛生についての各種支援活動を実施します。

- 法令用紙・関係資料**無料**送付
- 安全衛生・労務管理教育ビデオ・DVD**無料**貸出
- 労働日誌**無料**配付
- 安全衛生用品**無料**貸出



6 福利厚生

企業と労働者の安心・健康・福祉を担う、福利厚生活動を実施します。

- 中小企業退職金共済制度
- 労災上乘保険制度
- 見学会・安全衛生祈願





ご家族の安心のため ぜひとも労災保険に特別加入ください

社団法人 名北労働基準協会
 労働保険事務組合
 建設自営業者組合

〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
 TEL (052) 962-0421
 FAX (052) 955-6858
 E-mail hokenjimu@meihokurouki.or.jp

名北労働基準協会

検索

